蟹江町議会民生教育常任委員会会議録

招集日時	令和８年６月９日（火）午後１時30分			
招集場所	蟹江町役場　３階　協議会室			
出席委員	委員長	山岸美登利	副委員長	板倉浩幸
	委員	武藤くるみ	委員	志治市義
	委員	飯田雅広	委員	水野智見
	委員	冨田さとみ		
欠席委員	なし			
会議事件説明のため出席した者	町長	横江淳一	副町長	加藤正人
	民生部長	不破生美	介護福祉課長	松井智恵子
	こども福祉課長	飯田陽亮	保険医療課長	山田尚徳
職務のため出席した者	議長	伊藤俊一	議会事務局長	萩野み代
	書記	荒木慎介	主事	大河内里帆
付託事件	議案第29号　蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について 議案第30号　蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について 議案第31号　蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について 議案第32号　蟹江町介護保険条例の一部改正について			

○委員長　山岸美登利君

皆さん、こんにちは。

民生教育常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、ありがとうございます。

本日は、付託案件の審査終了後に、理事者退席後、所管事務調査についての打合せを行いたいと思いますので、ご協力願います。

議員のタブレット及び理事者の皆さんに、議案第29号に関する請求資料が配付されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから民生教育常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されております案件は４件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長　横江淳一君

改めまして、皆さん、こんにちは。

民生教育常任委員会開会の前に、一言だけご挨拶を申し上げたいと思います。

午前中にも総務建設常任委員会でお話をさせていただきました。梅雨に入りましたけれども、中休みということで、前線が南のほうに下がっているようでありますが、出水期であることには変わりはございませんので、過日行いました町の防災訓練もそうでありますけれども、常に備えをしておくというのは必要かというふうに考えてございます。

また、フィリピンのミンダナオ島のほうでマグニチュード8.2という強烈な地震があったようでありまして、日本にも津波が到達をしているということで、大きな被害はなかったんですけれども、やっぱりそういうプレートにも日本はのっておりますので、いつああいう状況になるかというのを考えると、ちょっと空恐ろしくは感じますけれども、この辺をやっぱりしっかりと備えをしていけば、大難が小難ということで、我々もしっかり頑張っていきたいというふうに考えてございます。

今日は、先ほど委員長さんがおっしゃいましたように、４案件でございます。大変重要な案件でございますので、慎重審議のほうを私からもお願いを申し上げ、冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　山岸美登利君

どうもありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにしていただくよう、よろしくお願いをいたします。

本日の会議は配付した次第により行います。

議案第29号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長　不破生美君

改めまして、こんにちは。

民生部のほうから４件提案させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

議案第29号は、請求資料を事前に配信させていただいております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長　山岸美登利君

補足として資料配付のお知らせをいただきました。直ちに質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

○副委員長　板倉浩幸君

まず、今回の国民健康保険税条例の一部改正なんですけれども、大まかに言うと、子ども・子育て支援法の改正で、それが、国保税はこれからの本算定で、納付書が送られてくる予定なんですけれども、一部被用者保険なんかは４月から徴収されて、職員の皆さんも徴収されていると思いますけれども、まず改めてですけれども、子ども・子育て支援制度自体の説明をお願いします。

○保険医療課長　山田尚徳君

子ども・子育て支援金制度というところなんですけれども、こちらは国の施策で、少子化対策の強化に当たって、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代、全経済主体に、医療保険の保険料と併せて、令和８年度から徴収するものであります。徴収した支援金を法律で定めた子ども・子育て世帯向けの給付に充てるものであります。

充てられる対象の費用といたしまして、６つあるんですけれども、１つ目が児童手当、２つ目が妊婦支援給付金、３つ目が出生後休業支援給付金、４つ目として育児時短就業給付金、５つ目としてこども誰でも通園制度、６つ目として国民年金第１号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置であります。

以上であります。

○副委員長　板倉浩幸君

改めて、子ども・子育て支援法の概要を聞いたんですけれども、少子化対策で子育て支援をしていこうと、国に財源が限られているのかということで、全員だね、ほとんど、から徴収するということですけれども、今回蟹江町にとって、子ども・子育て支援金、国保から賦課するんですけれども、これというのは大体幾らぐらいですか。

○保険医療課長　山田尚徳君

こちらの子ども・子育て支援金ですけれども、議案のほうの26ページにもあるんですけれども、当然、所得に係る所得割、均等割1,200円、18歳以上の均等割と、あと平等割を足して課税させていただくんですけれども、請求資料にもありますように、モデルケースとして４パターンを出させていただきました。

軽減がある世帯の方、軽減なしの方、限度額が３万円なので、また所得によっても違ってくるんですけれども、大体これぐらいであるよというところです。国のもともとの資料によりますと、月額１人当たり300円程度ですかね、それが令和９年度、令和10年度で上がっていくという形になります。

以上となります。

○副委員長　板倉浩幸君

今の答弁でいくと、令和８年度だけじゃないんですよね。令和９年度、令和10年度含めて、トータル的に３段階で分けて、最終的に賦課されるのが、令和10年度でこれだけという感じですよね。

そこで、今答弁してくれたんだけれども、ちょうど26ページにあるように、18歳以上の均等割額というのがあるんですけれども、所得割、均等割、平等割、これ国保の医療費分と、介護とか同じだと思うんですけれども、18歳以上の均等割額50円、これって何ですか。

○保険医療課長　山田尚徳君

18歳以上の均等割なんですけれども、こちらのほうは、やはり子ども・子育て支援金というのが、少子化対策ということに鑑み、子供がいる世帯の拠出が増えないようにするというところが大前提であります。

その中で、こちらも第24条の軽減措置の中で、18歳未満、高校生年代までに係る均等割を10割軽減する規定も定めてあります。その減った分を18歳以上の均等割ということで、50円徴収させていただくというものになります。

以上となります。

○副委員長　板倉浩幸君

子ども・子育て応援だから、18歳、高校生卒業するまでは徴収しないよということですね。

ちょうど28ページの５番にも書いてあるように、均等割を10割軽減するということなんですよね。答弁あったように、それを18歳以上の人たちを対象に、均等割額を上乗せするということですよね。18歳未満の方は徴収しないよと。

そこでですけれども、今回、今国保税も、昨年も蟹江町でも大分引き上げたわけですけれども、県に納める納付金があるんですけれども、納付金で、この子育て支援金についての金額って、どのぐらいを占めているんですか。

○保険医療課長　山田尚徳君

子ども・子育て支援金の納付金ですけれども、令和８年度から当然かかるものでして、お

およそ2,100万円です。こちらは、全体で約９億7,000万円あるんですけれども、それの４分の１程度という形になります。ごめんなさい、４分の１じゃないです。ちょっと待ってください。

○副委員長　板倉浩幸君

まあいいや、何分の１かはそんなに重要じゃないから。

今、子育て支援金について、まず県に納める納付金が2,100万円ということで、今年の県の納付金自体９億7,000万円、大体10億円前後いっている中で、子育て支援金がないと、昨年より納付金って下がっているんですよね。

調べてみると、昨年の県に納める納付金が９億7,500万円ぐらいで、今回が子育て支援金も含めて９億7,000万円、ここでも下がっているんですけれども、子育て、さっきの2,100万円を引くと、９億5,000万円なんですよ。

そこでですけれども、今回、2025年より納付金が下がっていて、保険料も上がりました。ということは、子育て支援金を実際、徴収しなければいけないかもしれないんだけれども、取らなくてもやっていけるんじゃないかなと、数字上ですよ。

県へ納付するのがどうなっているか、聞いたところだと、毎月県へ納めるということですけれども、ざっくり12で割った分を１か月ずつトータル的な金額を入れるのか、それぞれ医療分、後期高齢支援分と介護と子育てと分けて入れるのか、それによって、だったらトータルだったら、子育て支援金、蟹江町は取らなかったとしても、対応できたんじゃないかなと。

この辺について、見解というか考え方をお願いします。

○保険医療課長　山田尚徳君

まず、納付金の支払い方ですけれども、納付金は医療分、後期分、介護分、子ども分という形で、毎月それぞれで支払うという形になります。それぞれ納付書が来て支払うという形になりますので、子ども・子育て支援金についても、やはり課税をして納付していただくというのが前提であります。

それで、先ほど委員が言われた子ども・子育てを除く納付金が、前年度と比べて2,500万円ぐらい減っているんじゃないかというところですけれども、やはり国保の状況を申しますと、年齢到達による後期高齢者医療保険の加入での国保離脱、あと社保要件の緩和による国保の離脱ということで、年々減少しております、被保険者数。

あと、65歳以上の被保険者が４割ほどいまして、県内は同じ傾向なんですけれども、そうすると、収入的にも低い世帯が多いんじゃないかなというところで税収も減る、高齢というところで医療費もかかるんじゃないか。

あと、2026年におきましては、診療報酬の改定がありまして、それに医療費の増加が見込まれるのかなと。

あと、税制改正がありまして、給与所得控除が減って、被保険者の所得が減少して、また

保険税も減るというところ、以上のところがありますので、やはり県が毎年、令和８年度に標準保険税率を決めてきているんですけれども、県もこのようなことを加味して、前年度に比べ若干上がっていたところもありました。

そういう中で、やはり子ども・子育て以外の納付金は減っているんですけれども、被保険者数が減少で税収が減るという状況において、やはり国保の健全な財政を運営していくためには、県の標準保険税率を参考にしながら、令和８年度は据え置いたというところが考えであります。

以上です。

○副委員長　板倉浩幸君

結局は、被保険者が毎年毎年減っていっているんですよね。被用者保険に、結構今うるさくて、そっちへ流れている傾向もあるし、75歳になって後期になったりしていって、今、被保険者自体5,600人ぐらいしかいないんですよ、蟹江町。昨年より百数十人減っているわけなんですね。

納付金自体、増えているところが結構多い中で、蟹江町がなぜか減っているから、どうしてなのかなと思って。先ほど答弁の中でも、収入が低いと言いましたよね。収入が低い人たちの加入する割合が国保は特に多いんですけれども、そこになってくると、はっきり言って、今答弁の中でもあったように、医療分は今回上げないで、これは本当に僕も評価するし、ほかの自治体だと医療分も上げて、子育て支援金も徴収するという形が多いんですけれども、その辺を加味してくると、収入が低い世帯で、また2,100万円を単純に被保険者で割ってくると、4,000円ぐらいかかるんだよ、１人当たりはね。

そんな現状ですので、ぜひともまた、今回は見合わせたんだけれども、また来年どうするかということも踏まえて、よく検討していただきたいなと。上げた分どうなっているかという決算の状況もあると思うんですけれども、あまりにも基金がまたたまるようじゃ、ちょっと上げ過ぎたかなということにもなるので、ぜひその辺はよく検討していただきたいと思います。

以上です。

○委員長　山岸美登利君

他に質疑はありますか。ございませんか。

（発言する者なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に、原案に反対者の発言を許します。

○副委員長　板倉浩幸君

今の蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場で討論させていただきま

す。

今回、国民健康保険税に子ども・子育て納付金を上乗せするというものであります。政府は少子化対策の加速プランの財源として、総額3.6兆円のうち１兆円分をこの支援金で賄おうということです。

そもそも、国保税の目的は医療給付の財源の確保であり、少子化対策に流用することは、疾病や老齢などの健康リスクに備える公的医療保険の目的から大きく離脱しているように思います。

令和８年度の１人当たりの必要額への子ども・子育て支援金の上乗せは約2,100万円で、１人当たり4,000円です。令和９年度、令和10年度と３年間の上乗せは続いていきます。医療保険に上乗せするこの方式が前例となれば、今後、環境や教育など医療と無関係な政策にまで、保険税が流用される危険があります。

子育て支援は国庫負担で対応すべきだと思いますので、以上の理由から、本条例改正について反対をいたします。

○委員長　山岸美登利君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○委員　志治市義君

あまり難しいことは分かりませんが、今、やっぱり子ども・子育て支援というのは、非常に大きな問題であろうというふうに思います。なので、それを少しでもそういうご家庭に、子供支援に使うという、それが可能であれば、ぜひお願いをしたいと思います。

ということで、賛成の立場で討論をさせていただきました。

○委員長　山岸美登利君

他にございますか。

（発言する者なし）

他に討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより、挙手によって採決をいたします。

議案第29号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（挙手する者あり）

挙手多数です。したがって議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

議案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長　不破生美君

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　山岸美登利君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員　飯田雅広君

ちょっと分からないので、教えていただきたいんですけれども、小規模保育事業、０－２歳児も、３歳以上もなんですけれども、３つの型があるんですけれども、Ａ、Ｂ、Ｃのうちのａとｂ、資格でちょっと違うぐらいで、ほかに違いがないんですけれども、これって何が違うんでしょうか、Ａ型、Ｂ型の違い。

○こども福祉課長　飯田陽亮君

今、小規模保育事業、蟹江町にないものですから、私もそこまで詳しく勉強していない部分があるんですけれども、資料によりますと、Ａ、Ｂ、Ｃがありまして、Ａ型が一番オーソドックスな保育所に近いものとなっております。職員資格の基準として、Ａ型は保育士じゃないといけないと、Ｂ型は２分の１以上が保育士、Ｃ型は家庭的保育事業というような、保育者でもオーケーということになっているんですけれども、保育室の面積の基準もａとｂは同じですし、委員おっしゃられたとおり、保育士資格のところでの差が設けられているというところぐらいでしか、ごめんなさい、私の今の知識ではお答えできないですけれども、よろしくお願いします。

○副委員長　板倉浩幸君

今、課長のほうからも、蟹江町にないのでそこまで勉強していないということだと思うんだけれども、ちょうど後からの議案も蟹江町にない事業で、３月議会でも同じような条例改正があったんですよ。

毎回、毎年毎年、この特定教育・保育の――、あと地域保育事業の運営に関するのが出てくるんだけれども、これって何か、わざわざ毎回毎回条例改正しなきゃいけないものなのか、一括として取扱い――蟹江町にないから特に僕も思うんだけれども、それで何かできないのかな、どうですか。ちょっと質問というか。

○こども福祉課長　飯田陽亮君

正直私もそういった思いは強く持っているわけですけれども、あくまで国の基準に従って蟹江町の条例が定めてあるというところで、国の基準が改正されれば、それに伴って漏れなく改正しなきゃいけないというところで、毎回上程のほうはさせていただいているんですが、その解決策の一つとしましては、昨年度、こども誰でも通園制度の関係で、２本の条例を上程させていただきましたけれども、その際は、条例の規定の中で国の基準どおりとするというような書き方をしておけば、国の改正があってもそれに伴って、自動的にといいますか、条例のほうも漏れなく、その規定でもって運用のほうをできるということがありますので、もしそれが可能であれば、リンク型といったりするんですけれども、そのように家庭的の条

例だとか特定教育のほうも、そういった形式にできれば、ありがたいなというのは思っておるところでございます。

このままいけば、９月議会でもまた家庭的の条例の改正が待っておりまして、本当に皆さんに審議いただくのが申し訳ないものですから、そういった形にできればというふうには考えておるところでございます。

すみません、以上です。

○副委員長　板倉浩幸君

課長からもそういう答弁で、本当、僕らも見ても中身がよく分からないんですよ、ある意味ね。そこを毎回見て、前回と何が違うんだと毎回思っちゃうから、ちょっと今回提案してみたんだけれども、また９月議会にも同じような条例改正が出てくるという話なので、今後の検討課題、議案審議しないというわけじゃなくて、何かもうちょっと簡素化できないかなという、それやっちゃうと、地方税法の改正を国の条例改正どおりすると書いちゃうと、何でもありになっちゃうので、何とも言えないけれども、蟹江町にない事業所自体があるという意味で、検討課題にしておいてください。

どう思いますか。

○町長　横江淳一君

これは、こども誰でも通園制度というものと一時保育と、何が違うんだといって質問を受けると、ちょっとお答えができないんですね、僕たちも。ですから、法律をつくって、本当に仏像作って魂入れずじゃないですけれども、そういう状況で、条例のほうが先に発信されてしまうから、我々は県の条例に従って直していかなきゃいけないのが地方自治体の定めでありますので、先ほど課長が答弁したとおり、そういうふうにもしもやっていただけるなら、皆さんにご審議いただくことはないと思います。

ただ、ないからといって、条例をつくらなくてもいいということはあり得ないと思いますし、これから支援制度に関しても、多分いろんな方が利用される、そんな施設を造らなきゃいけないときがあるかも分かりませんので、今の時点ではあれですけれども、すみません、またご審議願えればと思います。よろしくお願いします。

○委員長　山岸美登利君

他に質疑はございませんか。

（発言する者なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませ

んか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって議案第30号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第31号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長　不破生美君

補足説明はございません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長　山岸美登利君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員　飯田雅広君

この家庭的保育事業ですけれども、認可事業でよかったんでしたよね。やりたいといったら、申請してですよね。

改正の内容で、１と２のところですけれども、創設に伴い、事業者については連携協力を行う保育所を適切に確保しなければならないこととか、２の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないことと書いてあるんですけれども、これってじゃ、やろうと思って申請したときに、例えば、こういう保育所というのは、町のほうから、ここと連携しなさいよみたいな、そういうようなアドバイスというか助言というか、そういったものってあるんでしょうか。自分で探してこなきゃ、やっぱりできないんでしょうか。

○こども福祉課長　飯田陽亮君

基本的には、町からこの保育所をというようなことを申す予定はございませんので、各事業者さんで連携する保育所等をお探しいただく形にはなるかなとは思います。

以上でございます。

○委員　飯田雅広君

さっきの板倉さんの話じゃないんですけれども、毎回出てくるものですから、何か聞かないといけないかなと思って聞いているんですけれども、なかなか探すのも難しいので、なかなか難しいかもしれないですね、これをやろうとすると。

とにかく、先ほど町長もおっしゃられたとおり、一時保育だとか、こども誰でも通園制度ですとか、特定教育・保育施設ですとか、家庭的保育事業の０－２歳だとか３歳以上だとか、とにかくいっぱいあり過ぎて、よく分からなくなってくるので、毎回。本当に申し訳ないんですけれども、９月議会でまた出るというので、それまでに何か一覧で比較できる表みたい

なものを作ってもらえないですかね。特徴とか何か。訳が分からなくなってくるので、ちょっと負担をかけて申し訳ないんですけれども、作っていただけると助かるんですけれども、いかがでしょうか。

○こども福祉課長　飯田陽亮君

検討のほうさせていただきます。

ちょっとお時間いただいてよろしいですか。

この条例のまずつくりなんですけれども、私も非常にややこしくて、理解に苦しむところがあるんですが、特定教育と家庭的の条例、そもそも子ども・子育ての事業をやろうと思うと、２段階必要なんですね。まず事業の認可があって、その後に確認という行為があるんです。

例えが適切かどうかは分からないんですけれども、私の中ではこのように感覚で理解しているところがあって、例えば建物を市街化調整区域で建てるときに、都市計画法上の建築許可とか開発許可をまず取って、その上で建築基準法上の確認申請がありますよね。その２段階と同じような感覚で、まず事業の認可が必要であります。

保育所とか認定こども園は、その認可権限は愛知県にあるんですね。なので、設備とか運営に関する条例は、愛知県の条例でもって、愛知県がまず認可をします。その後で、確認行為の権限は市町村にあるんです。その確認をするための条例が、この特定教育・保育施設何たらかんたらというような条例になります。なので、ここの中には、保育所とか認定こども園とか、全部の子ども・子育てに関する施設の内容が載っています。

対して、家庭的保育事業のほうは、認可権限も市町村にあるんですね。市町村が認可をして、なおかつ確認も市町村がするというような形になっております。

こども誰でも通園制度も同じ形で、認可も市町村、確認も市町村というような形、だから条例を２本上程させていただいたという形になっております。一応、条例上の認可とか確認というような整理はそのようになっております。

すみません、以上でございます。

○委員長　山岸美登利君

いろいろ深く、違いがざっくりと。

他に質疑はございませんか。

（発言する者なし）

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませ

んか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって議案第31号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第32号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長　不破生美君

補足説明はございません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長　山岸美登利君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○副委員長　板倉浩幸君

初日でも、３月議会にあった条例の一部改正と何が違うのと質問したんですけれども、頭の整理が追いつかなくて、よく分からなくなっちゃって、多分聞いていても、皆さんも何が一緒じゃないのと思ったと思うんですけれども、改めて分かりやすくとは、なかなか答弁しづらいと思うんですけれども、まず初日の質問的なことで、何が違って、３月議会のはこういう内容でした、今回の改正はこういうふうですということを、補足的に説明をお願いします。

○介護福祉課長　松井智恵子君

ただいまの板倉委員の質問についてお答えさせていただきます。

初めに、３月議会で上程させていただきました条例改正の内容についてのご説明をさせていただきます。

その内容は、令和８年度の介護保険料を算定する場合に限りまして、令和７年度の税制改正の影響を遮断し、給与所得控除を税制改正前のものとして算定するという条例改正を行わせていただきました。

これを行った理由というのが、現在の介護保険料につきましては、第９期の介護保険料を令和６年度から令和８年度で設定させていただいておりますけれども、保険料を算定する際に、想定していなかった税制改正が行われたものですから、遮断するということで、お認めいただいた条例改正になります。

今回の６月議会で上程させていただきましたものについては、そういった遮断を行ったことによりまして、令和７年度の住民税が非課税の方で、令和８年度も税制改正の範囲内で、非課税の範囲で働かれた方が、介護保険料の算定においてのみ住民税が課税という扱いになることによりまして、介護保険料が大幅に上がる可能性があります。そのことについて、本人の責任にないということで、特別な理由に該当するものとして、住民税を非課税とする介

護保険料まで引下げを行いまして、その分を減免するというものでございます。

以上でございます。

○副委員長　板倉浩幸君

多分、今、分かりやすく説明してくれたと思いますけれども、じゃちょっと、３月議会のときに、10万円基礎控除が増えたから、その分上がったことによる見直しによって控除が増えて、保険料自体が低くなる可能性がある人、多分聞いて、全体の１％で650万円ぐらいの……介護保険のほうからその分減っちゃうから、それを従前のもので対応したいよということですよね、３月議会はね。

今回になってくると、じゃ、先ほどのいって、介護保険の収入自体が減るのを減らさないようにする条例について、今回は非課税で減免しますよというやつですよね、増えた分でも。そうなってくると、トータル的に何か、片や抑えます、前の賦課でいきますよ、今回は減免しますよ、トータル的に変わらなくなるのですか。ちょっとそこをお願い。

○介護福祉課長　松井智恵子君

今回の条例改正の分につきましては、ごく一部の方は給与所得控除が55万円から65万円になる税制改正の遮断に影響を受ける方で、令和８年度の住民税が非課税であったにもかかわらず、介護保険の算定上課税になるという一部の方について、減免するものでございまして、特に蟹江町の介護保険料の総収入としては、そんな影響ないかなとは思っております。

以上でございます。

○副委員長　板倉浩幸君

３月議会のときは、結構影響額があったんだけれども、今回は就労調整で収入が10万円増えたぐらいの人だから、そこまで影響はないよということなんだね。そういうことなんだね。そういう方については、別に申請とかじゃなくて、勝手に非課税扱いにしますよということですね。

○介護福祉課長　松井智恵子君

今、委員のおっしゃったとおりで間違いないです。

以上でございます。

○副委員長　板倉浩幸君

最後にだけれども、介護保険法の、ここにも特別の理由とありますよね。これ減免措置の関係だと思うんだけれども、これってどういうものが主にあるんですか。

○民生部長　不破生美君

特別な理由ということで、蟹江町のほうで減免の条例のほうを持っておるんですけれども、例えば災害であったりだとか、それから火災などがあった、火事で全焼だとか半焼だとかあるんですけれども、そういった場合、それから、こういった今回のような場合、それから、ちょっと私、はっきり覚えてはおらないので、確実なことは言えないんですけれども、ある

としたらそういったようなところですね。たまに火災があられたところなどは、減免ということでやらせていただく場合がございますので、そういったようなときにということになりますね。

○副委員長　板倉浩幸君

通常の税金や保険料、国保でもそうなんだけれども、それの特別な理由と大体同じで、火災とか、国保の場合だと収入減とかいろいろ、税金もそう、そういうことに今回は対応して非課税扱いにして、保険料を減免するということ、減免というのかな、非課税として判定する保険料まで減免するということだね。そういうことですね。ありがとうございます。

○委員長　山岸美登利君

他に質疑はございませんか。

（発言する者なし）

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって議案第32号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本委員会への付託をされました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これで民生教育常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

（午後２時15分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会民生教育常任委員長　　山　岸　美登利